

令和3年第1回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 令和3年3月10日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員 長	中村 美穂	副委員長	竹中 悟
委員	松林 敏	委員	安部 都
委員	岩永 政則	委員	堤 理志
委員	吉岡 清彦		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 富永 正彦

説明のため出席した者

建設産業部長 日名子 達也
(土木管理課)

課長	山崎 昇	課長補佐	田中 廣幸
係長	伊藤 央	主任	時津 貴文

(都市計画課)

課長	山崎 禎三	課長補佐	前田 将範
係長	山本 公司	主任	久保 竜太

本日の委員会に付した案件

議案第5号 長与町空家等対策の推進に関する条例

議案第15号 長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第20号 令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第27号 令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算

開 会 9時30分

閉 会 12時09分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。令和3年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第5号長与町空家等対策の推進に関する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

おはようございます。よろしく申し上げます。それでは、議案第5号長与町空家等対策の推進に関する条例につきまして御説明申し上げます。まずは新規制定の経緯でございますが、平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、市町村においても「空家対策計画」の作成、その他の空家等に関する施策を推進することを求められるようになりました。平成29年度に、空家住宅等実態調査を行い、空家等の候補数は254件という結果が出ております。今後、高齢化社会、地域の人口減少、建物の老朽化等といった社会問題を背景に空家等に関する問題が深刻化していくことが予想されることから、長与町においても空家等に関する施策を推進するための必要な事項を定め、町民の良好な生活環境の確保に努めていくため制定するものでございます。概要でございますが、空家特別措置法の趣旨に基づき、長与町空家等対策に関する事務の遂行のための条例を制定することとしております。第6条では、空家等対策事務の実施のための長与町空家等対策協議会への意見聴取を経ながら、空家等対策計画を策定することとしております。第7条では、緊急性の高い空家等に対して、所有者等の同意の下、必要最低限の応急措置をとることができることとする旨の規定をしてしております。附則において、施行日を令和3年4月1日としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

空家と、特定空家というふうに決定をされるのはどこの部門になるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

今後、協議会を設け、協議会の中で特定空家と決定していく格好になっていきます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

協議会というところでありますけれども、その中に行政も入っていくというふう

に思われるんですが、空家、特定空家、今、この予測として254件、17件あるというふうなところでありますが、管理不足と判断した場合の空家特措法に基づいて、口頭または文書で適切な管理をお願いするということであろうかと思いますが、これまでに口頭または文書で適切な管理、お願いをされた所は何件ぐらいありますでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

まず情報提供があったものにつきまして、昨年が5件、今年が10件っております。そちらに関しましては、文書等をお願いをして改善をされたものと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今、文書等で出されて改善をされたというふうにおっしゃいましたけれども、私たちが見るからに「特定空家だろうなあ」というふうな家屋が見受けられる所もあるわけですね。もちろん特定空家は、今後この条例ができて、この条例に基づいて特定空家と断定されて、委員会の方でその後の措置をするということによろしいでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

今後、協議会において判断をして、特定空家となった場合には、推進をするような格好にはなってくるかと思えます。

○委員長（中村美穂委員）

すいません、ちょっとお尋ねしたいんですが、先程254件と提案理由の説明のときに課長が言われたと思うんですけど、今現在、長与町で特定空家となる件数は聞いてないので、あれば件数を教えていただけますか。この委員会では17件というのは言われてなかったもので、そこを再度、確認をしたいんですが、お願いできますでしょうか。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

申し上げます。平成29年当時に調査した中で、空家等となる恐れがあるものが254件、特定空家となる可能性があるものが17件という答弁をしております。ただし、特定空家は、適切に管理をされてないか、その後、長与町において指導助言したもので改善をされてないということになってきますので、この17件が特定空家になるというものではございません。今現在、特定空家となるということで確定しているものは1件も無いということで報告させていただきたいと思えます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今の説明で分かったんですが、今定例会において同僚議員からの一般質問のときの返答では、「特定空家17棟」というところで返事をされていたというふうに思うんですよ。それは「断定」というよりも「だろう」ということでおっしゃっていたと思います。17棟というところで、いかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

「17棟であろう」という回答はしておりません。「可能性がある建物が17件ある」ということで答えさせていただいておるんですが、特定空家になりますという断定は一切したつもりはないということで、お答えさせていただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

補足で説明をさせていただきます。今回定例会の一般質問の中で「17棟」と発言をさせていただいております。この内容につきましては平成29年、調査をいたしました。その中で空家が254棟、特定空家となるかもしれないねというのが17棟、これはあくまで平成29年当初でございます。したがって、今後条例が通りましたら協議会及び空家の計画、こちらの方も作成をしていただきまして、そのときに当然現地調査をさせていただくという中で、この17棟が増えるのか、減るのか、こちらの方は再度、確認をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

特定空家、増えるかもしれない、減ることはないのではないかとというふうに思います。実際に29年度にそういうふうに調査されて、特定空家っていうのの条件というのは、「倒壊する状態であること」や「衛生上有害となる恐れのあること」、「著しく景観を損なっている状態」、「放置することが不適切であるという状態」が認められる。この4点が認定される法律上の措置だと思うんですが、衛生上有害だとか、景観上危ないとか、そういった家屋っていうのは実際はあるわけですよ。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

今年度10件情報提供があっております。その中で改善をされておりますので、それが改善がされてなかった場合にはあるということでの答弁になろうかと思うんですが、改善されているということであれば、私は今現在のところ無いものと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

この4条の中で附属機関の設置ですね。これで長与町空家等対策協議会の委員の人数、大体何名ぐらいを予定されているのか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

今回、別の条例の中で附属機関のものを上げているんですが、その中で7名以内ということでしております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑ありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

今日、いただいた条例施行規則の中でいろいろ段階があると思うんですね。まず、情報をいただいたら直ちに協議会を開くとか、そういう形になるのかなとか思うんですけど、そのあと指導、勧告とか、その辺の段階をもう少し詳しく教えていただけたらと思うのと、あとどの段階で特定空家と判断されるのか、その辺をお教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

業務の流れにつきましては、まずは町民からの情報提供があるものと思っております。情報提供がありましたら、私どもも現地調査及び所有者や管理者の確認を行います。その後、助言や文書等での通知を行っていくわけですが、ここで時間を要すると思っております。その中で、改善がされないということであればそこで所有者との協議も含まれてきますので、改善されない場合に最終的に立ち入り調査を行いまして、この立ち入り調査になれば特定空家になる可能性が高いものになってこようかと思っております。その後、協議会にかけて特定空家にするかどうかというところの判断になろうかと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員

○委員（松林敏委員）

この規則だと、立ち入り調査より協議会の設置が先なのかなと思ったんですけども、その確認と、あと、最後は行政命令になると思うんですけども、そういったところの段階で、持ち主が拒否した場合どうなるのかとか、罰則があるのかだけ教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

時津主任。

○主任（時津貴文君）

空家特措法第16条第1項に「第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。」というような記載がありますので、命令に従わない方に関しては、これに基づいて50万円以下の過料に処する可能性があるというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。
堤委員。

○委員（堤理志委員）

6条のところで、町長は、空家等に関する対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、飛ばしまして、空家等対策計画を策定するものというふうに書かれてあるんですが、これは一つの空き家に対する計画なのか、町全体的な空家対策を計画するものなのか、ここをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

今後、この条例が通りましたら、長与町全体の空家等対策計画をまず作りまして、提案させていただいて協議会の中で策定をする。承認をしていただくような格好になるかどうかと思いますので、その時点で計画はできるものと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

それから、先程、同僚議員から「空家というのは今後増えていくんじゃないだろうかと思う」という発言がありまして、私も長与町の中でも一定高齢化が進んだ団地等を中心に空家が増えてくるんじゃないかと思っておりますが、前回は平成29年に調査されていますが、この計画の中で、例えば何年かおきに空家が一体どのくらいあるのか、どの辺りがどのくらいの状況にあるのかっていう、そういう空家数の推移とかいうことも、今後は町として把握していく計画になっているのか、ここはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

今現在の考えているところは、29年に1回やっておりますので、今回、調査をした中で計画を策定したいと思っております。大体5年周期ぐらいの調査を考えていかないといけないのかなというふうに私は思っているところなんですけど、計画の中でその分も出てこようかと思っておりますので、そこは今後、明確にしていきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

今後、調査をするというところなんですけれども、市町村としてみたら権限として、その調査後、空家の所有等を把握するための固定資産税情報の内部流用が可能となります、特措法の10条で。そして市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行う、これ11条で規定されております。というところで、例えば、そうやってデータベースを今後しっかりと行うというところで、よろしいでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

データベース化を整えていく予定で考えております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

そのデータベース化をしっかりと行っていただきたいというふうに思います。それから先程、同僚委員が言われましたように、助言または指導をしたあとに、それにも従わなかったら勧告となりますよね。その勧告のところ、今度は住宅用地特例の適用対象外にされますので、そのあと勧告でも従わなかったら、先程言われましたように、命令によってそこで過料が50万円発生するようなこととなるんですが、長崎市では先に、行政代執行1件だけ、令和2年3月末までに行っておりますが、それまでしっかりと、今後最終的にやっていくというところで、よろしいわけですね。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

今回、特措法ができて、条例化もしております。条例に則ってやっていきたいと思っております。ただ、私どもとしても特定空家になる前に助言等を行って、適正に管理していただくように努めていきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

補足で説明をさせていただきます。空家等対策の推進に関する特別措置法第3条で所有者の責務というのがございます。したがって、建物につきましては所有者の責務、これが一番でございます。所有者に必ずしていただくというのが大前提でございます。しかしながら、先程、課長が回答しましたように、今後こういった特定空家を無くしていくのも一つの行政としての問題でございますので、今後はこの特別措置法に沿って進

めていきたいというふうに考えてるところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

最終的に、今、部長がおっしゃったのも、特定空家と断定をされる前にちゃんと指導をされていくというところなんですけど、例えば今後「これはひどい」と、「特定空家ですよ」って言って決定された場合に、やはりその所有者も、もう解体する余力がないと、そういったときに、長崎県におきまして解体業者の紹介というところで、例えば解体費用を、同僚議員の質問でも「長与町は助成金を補助したらどうか」という御意見もありましたけれども、解体業者の紹介をしたり、あとは先の先までそのケアをするということは必要かなと思いますが、その辺りどのように御検討されてますでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

議会の中でも話をさせていただいたと思うんですが、今回、補助金に関係ですけども、特定空家になってしまった場合には、この補助が出ないものになってしまいますので、その前の段階で空家の所有者に情報提供を行いまして、解体するのかどうかというのは考えていただきたいと思っております。解体業者を紹介するかどうかにつきましては、検討をさせていただきたいと思っております。除去費の補助については、現段階では計画策定の中で判断をしていきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

情報の提供という中で、住民は空家などがあると認めたときは、速やかに町に当該空家等の情報提供するよう努めなければならないと結構強い言葉で書いてあるんですけど、これ提供する方法は、口頭で「どどここの空家が危なかけんが、ちょっと調べてくれんやろか」とか、そういうことも可能なんじゃないでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

口頭での紹介ということで、できるだけ私達も情報をきれいに整理しないとイケませんので、様式第1号、これに沿って書いていただくのが一番良い方法だとは思っています。口頭でもできないことはないんですが、誤ったやり方をすると場所等の特定が間違ってしまうこともありますので、できるだけ情報提供書を書いていただきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今回、条例を制定するというので、「空家」という表現が出てまいりますけども、空家の定義というのをどういう形で、普通「空家とは」ということで法律に明記したり、あるいは条例に明記していくわけなんですけども、その定義が全く分からない。インターネットなんか引いてみるといろいろ解釈はあるわけですが、勝手に住民が「これは空家だ」なんて判断というのは、なかなか難しいというふうに思うんですが、空家の定義をどういうふうに考えておられるのかというのをまずお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

空家の定義ですけども、特措法の第2条に規定されております。その中で、多分見ただ目で住んでいないと判断されるのではないかと思うんですが、情報提供があった中で、私達も固定資産の情報であったり、水道の利用状況であったりを調査して、実際のところ、概ね1年程度常態化をするっていうことが空家の定義になりますので、調査を行って、概ね1年程度利用されてなかったら判断をするような格好になります。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

先程出ていたように情報の提供なんか、「空家」という言葉で2条にありますけども、この解釈で住民が分かるのかという問題ですね。例えば持ち主は「空家じゃないよ」と、「自分はいずれ住むんだから、ただ、今、自分が住んでないだけの話で管理はちゃんとしとるじゃないの」と、そういう空家というか、人が住んでない所もあると思うんです。それを勝手に情報提供して「あれ空家だ」なんて言って、言っちゃ悪いですが、おんぼろになってしまって、たった今倒れるような、危ないよと。そういうものはもう誰が見ても分かりますけど、先程から課長が言うように情報提供を待つてるとか、そういうことではなくて町自身が、この狭い町ですから調べれば分かるわけですよ、情報提供だけに頼らずに、いろんな状況を見て回ればもう一目瞭然分かるわけですから。あまり頼り過ぎたらいかんのじゃないかなという感じがしますが、それはどうなんですか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

この情報提供というのは、まず基本的には適正に管理されていない建物であったりとか、住んでないからっていう情報提供があるものと。空家であっても適正に管理されているものについては情報提供は無いものと私は思っております。ですので、この情報提供は、

適正に管理されていない空家を改善して欲しいという要望であったり、苦情であったりということの話があるものと思いますので、その段階で私達も調査をするということになります。空家だから調査をするというのは考えておりません。適正に管理されていない建物がどのような状態なのかということで考えておりますので、まず、空家の調査というよりも、適正に管理されていないものかどれだけあるのかというの、どうしても私達のみで見えないところもありますので、情報提供をお願いしたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

7条2項で所有者の同意を得なければならないということですから、大前提は所有者の了解を得ると。これ、同意をしない場合はどうなるんですかね。どう対応をしますか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

基本的に建物というのは、所有者が管理をするものとなっております。私達が緊急的にお願いをするんですが、同意が得られなかった場合は、所有者本人がやるべきものですので、もう町としてはそれ以上のことはできないものと思っております。同意を得られた場合には、緊急的な応急措置ですので、瓦が飛ばないように工夫であったりとか、そういったものを考えているような状況です。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

1項の緊急安全代行措置、この内容がどういうものなのか、この条項だけで分からないわけですね。今、言われたように瓦が危ないよとか、壁がパタパタ外れて危ないよと、そういうものも本人はしないと、本人がすべきなのになかなかしない、「危ないじゃないの」、「飛んできたらどうするのか」という近所から。そういう場合もしないものなのか、この内容はどうなんですか。緊急安全代行措置という内容。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

所有者が確認ができて、本人がするのが通常のもので。ですので、同意を得るというのは大原則であります。所有者が分からない。不明であるとか、入所、病院に入院しているとか、そういったケースも考えられますので、そういった場合にこの緊急安全代行措置というのがとられるものであって、所有者が分かっている管理をお願いして拒否されると、もうそれは本人の責任において対応をしていただくという格好になります。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

いや、それは違うでしょ。第2項をよく見てください。緊急安全代行措置をとる場合は「所有者等が確知することができないときを除き」、あらかじめ所有者が分かっているわけですね。だからその同意を得なさいよということになっておるわけですね。だから所有者がはっきり分かっていると、それでいろいろ指導してもなかなかしないということで、1項で代行措置を町がとりますよと。その場合は、次の3項でそのお金は貰いますよということになるわけなんですよ。だから今のは逆さまなこと。分からない場合ではなくて、分かっている場合のことが7条には謳ってあるということです。だから問題は、町から行って、現実、非常に危ないと緊急性があつて、課長が言ったように「瓦が飛ぶ、壁が外れる」というような場合、本人に言ってもしない場合は、町が代行してやりますよと。その代わり了解をくださいよと。ところが問題は、同意をしない場合にどうするのかと、先程私は尋ねたわけですね。しかし同意しないならばされないわけですよ、代行措置は。第7条第1項はできないわけですよ。その場合が困るなど。あとはどういう形になるのかなと。もう放っておくのかなということを含めて尋ねたわけです。

○委員長（中村美穂委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

課長が申しましたとおり、建物については危険がないようにするのが所有者等の責務だと思います。委員がおっしゃるとおり、それを同意しないというときにどうするのかという御質問でございますが、当然、私どもはその所有者の方にできればお会いし、お会いができれば文書をお願いをしたいというふうに考えております。最終的にどうしても町民の安全を確保しなければなりませんので、例えば道路の横にブロック塀があったと、ブロック塀がもう倒れそうといった所については緊急性がございますので、緊急的には処置はできませんが、倒れないようにするというのはしたいというふうに考えております。しかしながらブロック塀を直すのはなかなかできませんので、この緊急安全代行措置をしたいというふうに考えております。そのとき同意ができない、同意がないというところについては書面で、今のところまだ考えておりませんが、例えばですが、内容証明で文書で送ると。何日までに無い場合はこちらでしますというふうな書面であれば、それは同意という形をとらせていただきたいと。あとで請求というふうな形も一つの例としては良いのかなというふうに考えております。この点につきましては、今後、対策協議会、こちらの御意見もお聞きをしながら今後進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

せっかく条例が可決すればできるわけなので、これが空文にならず実効性のあるように努めていただくように要望しておきたいと思います。以上で終わります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号長与町空家等対策の推進に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

それでは議案第15号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は、消費税率の引き上げ及び平成30年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえた道路法施行令の一部を改正する政令に伴い、所要の改正を行うものとなっております。改正の内容でございますが、占用料の額を定める別表を改めるものでございます。なお、附則につきまして施行日を令和3年4月1日としております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

お手元に資料として新旧対照表が配られておりますので、そちらも参照の上、質疑をお願いいたします。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

ちょっと調べたところ、消費税、贈与税のときは元年10月1日に増額されて、そのあと占用料の改定関係というのは令和2年4月1日となっているかなと思うんですけど、間違いないでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

上位法であるものは令和2年4月1日に改定をされております。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

それが今、3年4月1日から長与町は変えるよっていう認識でいいですか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

これをもって3年4月1日から長与町は改定するという格好になります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

一般的に値上げになる場合は、一定周知期間みたいなものを設ける場合が多いんですが、今回の条例では、もう4月1日から施行となっていますが、既に一定の情報伝達みたいなことがされているのか。業者から見れば、急に上がるってというような感覚になるかなと思うんですが、その辺りは問題ないのかですね。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

令和元年度に国の政令が改正をされて、令和2年4月1日から施行をされているというので、今回、町におきましては令和3年からということで1年遅れになっているんですけども、変わるということは業者の方も十分認識はしているものと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

ちょっと理解が、何かみんな分かってないんじゃないかなという感じがしますが、この消費税が、令和元年に改正がなされたものに関わるものだということが一つですね。それと道路法の改正があったという理由を言われたわけですが、そのパーセントなんか、まだ資料を持たないわけですけども、一番上、第1種電柱が440円が510円、70円上がってますよね。その根拠というのは、どういう根拠になるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

この占用料の金額につきましては、国土交通大臣が指定をする区域というのを全国で5地区に分けて指定をしております、その中で、長与町が第3級地という扱いを受け

ております。長崎市などと同じ部類に分類にされているんですけども、その占用料の金額が第1種電柱で言いますと510円になっているというところで、その金額をそのまま採用しているという状況になっております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

基本的なところで申し訳ないんですが、第1種、第2種、第3種というその区分けが私ちょっと意味が分からないんですが、そのところをちょっと詳しく教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

第1種、第2種、第3種というものにつきましては、電柱に架かっている電線の数が何本あるかというところになっております。第1種で言いますと1条から3本まで。第2種が4本、5本、第3種がそれ以上という区分けになっております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

それぞれ区分けがされていると思うんですが、それでは本数ごとに占用料がこのように違ってきて、消費税によって高くなったということなんですね。

○委員長（中村美穂委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

消費税の値上げの分につきましては、もう既に条例改正して反映させております。今回は国の方で3年に一度、固定資産の見直し等におきまして、地価の適正な価格等を考慮した上で改正をするというものになっておりますので、今回はたまたま消費税が増税したことによって、国の政令の方で消費税と併せて固定資産の評価を変えるという形になりましたので、同時に上がっているように見るんですけども、今回の条例で申し上げますと、固定資産の評価が変わったことによって改正を行うという形になっております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今の説明では、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴って所要の改正を行うものですという提案理由を書いているのに、山崎課長が消費税の改定があったから云々と付け加えるもんだから分からないようになるわけですよ。それが一つ。それと何で440円が510円になったかという根拠が分からなければ審議はできないわけでしょう。だからそういう資料がもしあれば出して、そして理解を深めてもらわないと審議になら

ないじゃないですか、適切なのか、不適切なのか、判断ができないでしょう。固定資産税の評価が上がったなんて言うけども、その上がった中で、何で70円ですかということ、何を明確に説明していかんと、我々理解ができないじゃないですか。

○委員長（中村美穂委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

まず提案理由の話でございますが、こちらにつきましては道路法施行令自体が消費税及び固定資産税、これによって一部改正になったと、で、私どもの長与町道路占用料徴収条例、これにつきましては道路法施行令が一部変わったことによって変わったと。今回提案をさせていただいたというところでございます。ですから、道路法施行令の背景とすれば消費税等々なんです、私どもの道路占有料徴収条例については、その背景はちょっと隠れているというところでございます。その隠れているところを課長がちょっとお話ししたというところでございますので、御理解いただきたいと考えております。それともう一点、70円変わった分の根拠につきましては、資料を直ちに出示させていただきたいと思っておりますので、しばらくお待ちいただければというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時30分～10時46分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。先程の質疑に関して資料を今お配りいただきましたので、それに基づいて説明をお願いしてもよろしいですか。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

第1種電柱の510円となる根拠なんです、まず、道路法施行令の中で5段階に分かれております。その中の3級地に長与町は該当します。該当した中で道路占用料の別表っていうのがあるわけですが、別表の改定が今回行われてますので、その別表をそのまま条例の中に溶け込ませたような格好で510円に改定をしたということになります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今の別表について質問しますけども、1本につきとか、長さ1メートルとかいろいろ単位がありますけども、長与に第1種が何本あるのか、そういうのは出ますか。それと、上がったことによって全体の金額が今まで100万円あったのが、上がることによって本数とか面積を掛けていけば120万円になるとか、150万円になると思っておりますので、その数字あると思っておりますけども、そここのところ長与に関する分だけを説明願います。

○委員長（中村美穂委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

占用料の金額について、どれぐらい金額が上がるのかという御質問につきましては、更新と言いまして毎年、九電ですとか、西部ガスですとか、そういった所が継続的に使われる分につきましてはの更新分について試算を行っております。この分につきましては、今回改定する占用料を当てはめると、大体100万円ほど増額になる見込みという形になっております。第1種電柱、第2種電柱、どれぐらいあるのかということでの御質問につきましては、第2種電柱につきましては、九電が基本的に第2種電柱というふうになっているんですけれども、この分でいきますと現時点で把握してる分1,509本という形になっております。また、それ以外にも長崎ケーブルメディアとか、そういった所が電柱を個別に立てておりますので、詳細についてはちょっと数が多いものですから、お答えはしっかりさせていただきたいと思っておりますけれども、数としてはそういったような状況で把握をしている状況です。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

ということは、今、回答が出たわけですけども、第2種電柱、九電を主体にした1,509本。長与に関してはこの表からすると、あとの面積とか、そういうのにはあまり関係なく電柱だけで終わって、プラス100万円っていう回答になるわけですか。ほかにもずっと関係があるわけですか。私が言ったのは、そういうのが分かっていたらずっと下まで、1ページ、2ページ、3ページ、別表がありますけれども、分かっていたら教えてくれないですかっていうのを尋ねたわけですけども、いいですか。

○委員長（中村美穂委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

主だったものだけ御説明させていただきます。町内で先程申し上げた分、占用料が一番多い業者が九州電力送配電株式会社となっております、第2種電柱が1,509本、共架電線等と言いまして電線を実際引っ張る分が町道で6万1,290メートルという形で申請が上がってきております。次に多いのが西部ガスです。こちらがガス管の埋設になっておりまして、ガス管につきましては法第32条第1項第2号に掲げるものになります。2ページ目です。こちらにつきましては外径により占用料自体は変動があるんですけれども、ガス管としまして1万1,124メートルの占用許可というのを出しております。その次に多いのが長崎西彼農業協同組合、これも同じくガス管になりますので2ページ目の32条第1項第2号に掲げる物件、こちらで2万5,336.7メートルとなっております。上位3件につきましては、以上のような状況になっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第20号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

皆様おはようございます。それでは議案第20号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。補正予算書の2、3ページをお開き願います。今回の補正予算は、国の補正予算の内示による事業費の増額等に伴い、歳入歳出それぞれ2億1,537万8,000円を増額し、予算総額を16億4,372万4,000円とするものでございます。続きまして4ページをお開き願います。第2表繰越明許費12億3,660万円でございますが、これは高田南土地区画整理事業の一括施工に係る事業費について、令和2年度分の事業費の一部と国の3次補正の交付に伴い増額となる分について、併せて繰り越すものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、補正予算に関する説明書により御説明申し上げます。初めに歳入から御説明申し上げます。6、7ページをお開き願います。1款1項1目1節土地区画整理費補助金3億2,000万円の増額でございます。これは国庫補助金について、年度当初の内示による減額及びその後の内示の増額があったことと、国の補正予算の内示を受けたことによる増額を合わせまして、トータルで増額となったものでございます。2款1項1目1節土地区画整理費補助金6,400万円の増額でございますが、国の補正予算の内示等による国庫補助事業費の増額に伴います県補

助金の増額でございます。3款1項1目1節一般会計繰入金1億8,211万7,000円の減額につきましては、国の補正予算の内示や事業費の執行見込み、また保留地処分金を充当しての財源の組み替えにより、予算額を減額するものでございます。ただいま御説明いたしました1款、2款、3款の歳入予算につきましては、歳出の10、11ページでございます1款1項2目12節委託料に充当するものでございます。続きまして、5款2項1目1節高田南地区保留地処分金1,349万5,000円につきましては、保留地処分の実績に合わせまして増額補正をするものでございます。これにつきましても歳入予算のうち10、11ページでございます1款1項2目12節委託料に充当するものでございます。歳入は以上でございます。

次に歳出でございます。10、11ページをお開き願います。1款1項2目12節委託料2億1,537万9,000円の増額につきましては、国の補正予算の内示や事業費の執行見込み額に応じて予算額を増額するものでございます。この金額が高田南土地区画整理事業に係る長崎県への委託料となります。その下、27節繰出金の1,000円の減額につきましては、従来は保留地処分金を処分実績に合わせまして一般会計へ繰り出しておりましたが、12節委託料の財源として取り扱いたいと考えまして、減額補正をするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。補正予算に関する説明書のまず6、7ページの歳入につきまして、質疑を受けます。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

6、7の一番下の保留地処分ですね。この場所が大体どの付近なのか、宅地数、面積、それが分かれば。それと本会議でも同僚議員がちょっとお尋ねしていましたが、今までは一般会計でしていたけれども、今年からこういう形にしたということだけでも、今後はそういう形でやっていくという方針なんですか、その確認をお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

保留地処分でございますが、場所は南東部、浦上水源地沿いのコンビニエンスストア付近にお返しした換地、付け保留地になります。件数は5件でございます、トータルすると182.4平米となっております。それから保留地処分金につきましては、従来は処分実績に合わせて一般会計に繰り戻しておりましたが、一括施工の期間のみにつきまして、直接、特別会計の中で運用をさせていただきたいということで考えております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

でしたら10、11ページ、歳出で質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
松林委員。

○委員（松林敏委員）

一括施工ということで、「初年度は幾ら」ともう決定しているものかと思ってたんですけど、委託料が増額になるっていうところの説明と、あと繰越明許費の額がちょっと大きいので説明をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

一括施工の事業費につきましては、県の施設整備計画の中で年度割っていうのをされておきまして、こちら側の予算措置としていましては、その金額に合わせたところでの予算の要求というのをさせていただいております。ただ当初、国の方に要望をしております、当初の内示とかで金額が下がったりとかいうことがございますので、その分調整をさせていただいて、今年度につきましては当初内示で10%ほど下がったんですが、その後、内示がもう一度ございまして100%まで戻っております。その後3次補正ということで国費3億2,000万円、事業費としては6億4,000万円交付を受けるものですから、そちらにつきまして、合わせたところで事業費の方を増額させていただいております。繰り越しにつきましては図面の方で説明をさせていただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

それでは令和2年度の主な繰り越し箇所につきまして御説明申し上げます。こちらの図面を御覧ください。高田南土地区画整理事業の平面図になります。図面の位置関係としましては図面の上側を北としまして、ここの辺りが高田小学校付近、こちらが高田越交差点、こちら辺りが道ノ尾駅ですね。高田越交差点から高田越トンネルを抜けまして、こちらが高田中学校付近。そして、こちら一番南側の方が浦上水源地付近、こういった図面の位置関係になります。図面の方で令和2年度の主な事業箇所を表示しております。薄いピンクで示している部分が一括施工の区域になっております。青色で示している所は年度内に完了するもの。赤で着色している所が、今回繰り越しとなる箇所になります。繰り越し箇所は、契約的には一括施工の契約のみになるんですけども、具体的に今年度実施した工事箇所について御説明申し上げます。1つ目は高田越中央線の道路改良工事です。当初予定のこちら終点部から高田中学校の入口付近まで約120メートルの区間につきましては、現在、工事の終わりが見えているところでございますが、令和3年2月の国の第3次補正予算の追加に伴いまして、事業範囲を高田越トンネル付近まで追加をしております。繰り越しにつきましては、この追加補正した分と当初の残工事の分を繰り越ししております。こちらは令和4年1月に全面開通を予定しております。続きま

して2番目が大型水路工事ということで、こちらは令和3年1月に通行止めをしました町道になりますけども、こちらに大型水路を設置したあと、約20メートルの盛り土を予定しているところでございます。こちら、現道の方に建柱してある電柱の移設の協議に不測の日数を要したため今回繰り越しをしておりますが、この大型水路工事につきましては令和3年8月に完成の予定となっております。3つ目が、こちらの宅地造成工事になります。こちらは今年度中に宅地の整地工事、荒造成の切り土工事と補強土壁工事、そして宅地の擁壁工事を一部完成する予定で進めておりました。このうち青で示している補強土壁工事の所と宅地の荒造成につきましては、現場的には完了をしておりますけども、そのあとに続く宅地の擁壁工事が国の3次補正の追加に応じて事業量をちょっと追加したというところもあって、その追加補正分とあと当初の残事業分についての繰り越しをするものでございます。この工区につきましては令和4年3月に現場的には完成をしまして、令和4年4月から順次、地権者の方にお返しをする予定となっております。

以上、簡単ではございますが、繰り越しの説明を終わります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今、説明を受けました。だから一括施工がちょっと薄いピンクで、その左の赤は一括施工外の工事ということで捉えていいわけですか。4年3月に完成予定で4月からずっと返していく、そういうことで分けていいわけですね、そこをお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

図面の中ほどピンクの部分の左側、こちらの宅地造成につきましても一括施工の範囲内ということで造成の方は進めております。ちょっと図面が見にくかったせいか、説明が悪かったせいか分かりづらかったと思うんですけども、一括施工の範囲内になります。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

正直、一括施工ということは全体で幾らって感じだと思ってたいけども、一括施工の中でも工事が分かれて、そこが終わった段階でお金を払うという形になるんですかね。そんな中で、中間、工事が急に増えたりとかしたら、お金を貰うのが遅くなって困るとかないのかなっていう点と、一応県への委託なので、県にお金を払っておくってことはできないのかっていう点ですね。その辺、正直言って、ここの宅地造成工事とか、来年の4月までかかるってなれば、本当は今年度予定だったのが来年4月までお金を貰えないとか、厳しいんじゃないかなと思ったんですけど、その辺の説明をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

この一括施工の中身なんですが、当然、宅地造成工事、道路築造工事、水路工事、それらのほかに測量とか設計とかそういった部分の委託も入っております。当然、令和元年度より繰り越した分の予算も一億数千万円ございます。そちらと今年度分につきまして、出来高、要は仕事が終わった分につきまして県の方で検査をして、その分をお支払いするというふうな流れでやっておりますので、今後も終わるまでは、その流れで進んでいくというふうにお答えさせていただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先程から出ております一般会計に繰り入れずに直でっていう部分、このやり方っていうのは、今までは一般会計にまず一回入れて、一般会計から特会に繰り出すっていうやり方を、もう特会の中でやるということだと理解するんですが、これによってお金の流れがスムーズになる、何か事業をやる上でのメリット、デメリット、恐らくもうスムーズになるからメリットがあるというふうな理解でよろしいのでしょうか。このやり方によることによる利点とか、何かやっぱりそういうものがあるからこういう方式にするということだと思うんで、もう一度ちょっと分かりやすくお願いできればと思います。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

当初から一般会計に保留地を処分した金額につきましてお戻ししていたわけではございませんで、当初はそのまま特別会計の中で事業費に充てていた経緯もございます。年度は私もちょっと覚えてはいないんですが、ある時期から、一旦一般会計にお戻しして、一般会計の繰り出しという形でまた特別会計に受け入れるっていうふうな、今回までの流れになっております。今回こういった形で、また以前のやり方に戻すのがどうなのかっていう話ではございますが、保留地106街区をお売りした分につきまして9月議会でもお示しをしましたが、前金が入っております。そちらにつきまして、事業費に直接充当したいというふうな思いと、一括施工が進む中で後金の方がまた入ってまいります。そちらにつきまして事業費に直接充当したいというふうな考えの中で、一括施工の期間だけはこの形でやらせていただいて、一括施工完了後につきまして、出来上がった保留地を売る際には、売り上げに応じて出てきた処分金につきまして一般会計にお戻するという形で財政課と協議をした中で、今回こういった形で諮らせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

中央線道路改良工事の今年やるべき工事区間をちょっと広げたっていう話があったかなと思うんですけども、それを今年の予算でやるということで、あとでやる予定だった分を今年の予算でやるってことになる、あとからの支払いは、やっぱり少し少なくなるということになるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

先程、課長補佐が申し上げた来年度末に出来上がる宅地と高田越中央線の所につきましては、優先順位としては上位でございまして、一括施工の工程の中でも先に造っていくっていう形で動いていたところでございます。今回の国の追加補正につきましては、前倒しっていう形で御理解いただければよろしいかなと思いますけども、今回いただいた分につきましても、本来、来年度の事業費を充てるような予定ではございましたけど、そこに今回いただいた分を充てて、出来高に応じてお支払いするという形になります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

保留地処分金なんですけども、先程、吉岡委員が質問をされたんじゃないかなと思うんですが、回答がなかったような感じがしますけども、ありましたか。1,349万5,000円の処分地が見込みをされていますね、歳入で。これ何宅なのか、1宅なのか、2宅なのか。それと現在まで造成が済んだもので、保留地としてまだ残が残っているんじゃないかなと思うんですけども、もう全くこれ以外にはないのかどうかですね。

○委員長（中村美穂委員）

先程、答弁があったところもあるんですが、含めて再度、答弁をいただいてもよろしいでしょうか。

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

今年度の保留地の処分実績ということで、増額補正をさせていただいた部分に該当するところではございますが、5件でございます。これ全て付け保留地でございまして、換地に付随して地権者の要望に応じて付けた保留地になりますので、面積的に5件合わせたところで182.4平米でございます。あともう一つ、既に出来上がっているところで売れ残っている保留地がないのかということかと思いますが1宅地でございます。その他につきましては、まだ事業所の方から私どもの所に引き渡しが進んでおりませんの

で、その辺につきましても、私どもも早く募集をかけたとか進めたいと思っておりますので、そちらにつきましては事業所側からの返事を待っているという形でございます。

○委員長（中村美穂委員）

質疑は歳出のところだったんですけども全体にわたってされてますので、歳入歳出を全般的に通して再度質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第27号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

それでは議案第27号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計当初予算につきまして御説明申し上げます。予算書の1ページをお開き願います。歳入歳出それぞれ16億9,373万5,000円で事業の推進を図ってまいります。

それでは歳入歳出予算につきまして予算に関する説明書により御説明を申し上げます。初めに歳入から御説明いたします。6、7ページをお開き願います。まず1款1項1目1節土地区画整理費補助金3億6,241万2,000円につきましては、高田南土地区画整理事業に対する国庫補助金でございます。内訳といたしましては、説明欄に記載のとおり活力創出基盤整備総合交付金3億円、旧まちづくり交付金5,035万4,000円、地域住宅支援総合交付金1,205万8,000円を計上しております。次に2款1項1目1節土地区画整理費補助金7,500万円につきましては、高田南土地区画整理事業に対する県補助金でございます。補助率は国庫補助対象事業費の1割となっております。次に3款1項1目1節一般会計繰入金12億5,431万9,000円につきましては、高田南土地区画整理事業の国庫補助事業費に対する補助裏負担分や単独事業費、地域開発事業債の償還金等を一般会計から繰り入れるものでございます。次に4款1項1目1節繰越金につきましては、歳出の予備費に充当するもので200万円を計上しております。次に5款諸収入でございます。ここから6ページから9ページにわたり、1項町預金利子、2項保留地処分金、3項清算金収入、4項雑入それぞれにつきまして1、

000円を計上しております。歳入は以上でございます。

続きまして歳出でございます。12、13ページをお開き願います。1款1項1目土地区画整理総務費でございます。8節旅費、10節需用費、13節使用料及び賃借料につきましては経常的経費でございます。14節工事請負費につきましては、附帯工事費といたしまして200万円を計上しております。次に2目高田南地区区画整理事業費でございますが、8節旅費、10節需用費につきましては経常的経費でございます。12節委託料16億5,700万円につきましては、高田南土地区画整理事業に係る令和3年度分の長崎県への事業委託料でございます。主な工事等の施工箇所につきましては、後程、図面により御説明申し上げます。2款1項1目22節償還金、利子及び割引料の2,999万2,000円につきましては、区画整理特別会計で借り入れております地域開発事業債の元金償還金でございます。次の2目22節186万3,000円につきましても、同じく地域開発事業債の利子償還金及び一時借入金の利子償還金でございます。最後になりますが、3款1項1目予備費として200万円を計上しております。歳出は以上でございます。また、歳入歳出予算に続き14ページから17ページにわたります、地方債の現在高の見込みに関する調書及び債務負担行為の支出見込み等に関する調書を添付しております。当初予算に関する説明書につきましては以上でございます。

引き続きまして、主要な施策に関する説明書について御説明を申し上げます。4、5ページをお開き願います。1款1項2目、長与町土地区画整理事業委託料16億5,700万円の内訳でございますが、説明欄にあるとおりでございます。工事費といたしまして14億7,000万円、補償費として3,640万円、測量試験費といたしまして6,460万円、その他として8,600万円となっております。それでは、主な工事等の施工箇所について、担当より図面にて御説明申し上げます。

以上で当初予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

それでは、令和3年度実施します主な事業施工箇所につきまして説明させていただきます。図面の位置関係は、先程繰り越しのときに御説明させていただきましたとおりでございますので省略します。まず、こちら宅地造成工事区画、この中でも区画道路の整備になります。こちらは令和2年度より宅地整地、宅地擁壁の整備工事を行っているところでございますが、この宅地の令和3年度内、令和4年3月の完成を目指して、令和2年度の繰り越し工事に引き続き区画道路の整備を行います。こちらの宅地は先程も申しましたが令和4年3月の完成、4月からする関係地権者に土地をお返す予定になっております。次に、高田越中央線の道路改良工事になります。こちらも令和2年度の繰越予算に合わせて、令和3年度予算を若干充当するものでございます。こちらにつきましては令和4年1月に本線開通を予定しております。続きまして、こちらが元道の尾

公園の付近、106街区の保留地になりますが、この保留地よりも南側、こちらの大規模な切土工事、それとこちらの切土工事の東側の盛土工事になります。こちらは令和2年度事業で整備しておりますこちらの大型水路工事が終わり次第、この東側の谷の部分、ポケットの部分にここの切土で発生した土を利用して、こちらに盛土を行っていきます。以上簡単ではございますが、令和3年度の主な事業実施箇所につきまして御説明申し上げました。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。特別会計予算に関する説明書の6ページから9ページの歳入について質疑を行います。質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

国庫補助金なんですけど3億6,000万円以上ですね、これについては単独で今回だけの補助になったんでしょうか、それともまた来年度もくるということなんですか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

国の補助金につきましては、令和3年度、3億円の要望を当初つけておりますけども、こちらは令和5年度までのあと3年、4年、5年、この期間で国費の要望をしまして、その年度に応じた事業予算を取っていきたくて思っております。こちらにつきましては、やはり予算の内示減とか、満額つかない部分もございますけども、ここ近年、国の補助予算の動向としましては、当初、満額つかない部分がありますが、そのあと年度途中で補正予算がついて満額になったり、満額以上ついたりっていう、そういった動向になっております。ですので当初、満額つかなかったとしても、年度途中、追加補正があったときには、積極的に手を挙げて予算の確保をしていきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

歳入のところ質疑がないようでしたら、続きまして歳出12ページから13ページになりますが、この中で質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

その後ろの資料も、現在高の見込みに関する調書等、ここも含めて質疑を受けます。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

12、13ページの高田南の12節委託料16億5,700万円、この金額の中で一括施工の金額が幾らで、あと諸々があるでしょうから、それをお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

久保主任。

○主任（久保竜太君）

一括施工に係る金額としては工事費の14億7,000万円と設計に係る3,000万円の15億円ということになります。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

ということは、あと県に委託するわけだから差し引けばいいんでしょうけども、1億5,700万円が県工事の委託ということでもいいわけですか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

主要な施策の4ページと5ページをお開き願いたいと思います。こちらの中で先程、久保が申しあげました本工事費14億7,000万円、その2段下の測量試験費6,460万円のうち3,000万円、合わせて15億円が一括施工に係る分でございます。そのほかの補償費3,640万円と測量試験費の3,460万円、その他8,600万円につきましては、一括施工外経費というふうなことで御理解いただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

では、残りの1億5,700万円、その他が何なのか分からないけど工事も入っているんですか。その他は工事になるのか、場所がどこなのか、その2点をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

その他の中でございますが、長与の上水道への委託費が6,200万円になってます。工事につきましては、維持関係の除草とか、あと危ない所の養生とかの維持関係の工事がございます、そちらについて250万円予算計上をさせていただいています。

○委員長（中村美穂委員）

答弁でもありましたので、主要な施策も含めて質疑を受けたいと思います。

安部委員。

○委員（安部都委員）

今のところで補償費の分が何件かというのと、それから測量試験費はどういったものなのか、ちょっと教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

まず補償費につきましては、仮住居、家賃減収等などの追加補償と電柱移設、今、既

設の電柱の移設等々での移転補償というのが出てきます。そういったものを含めたところでの3,640万円ということとなっております。あと測量試験費につきましては一括施工外で、例えば換地割り込みの設計だったり、換地修正設計、あとはそれに関する測量業務であったり、工事をする際の周辺の宅地等々への影響調査等々を行う経費になっておりまして6,460万円を計上しております。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

今、測量試験費の金額を6,460万円というふうに申し上げましたが、そのうちの3,000万円は先程申し上げましたが、一括施工の事業費の中でなっておりまして、先程、課長補佐が申し上げたその他の業務につきましての事業費といたしましては、3,000万円差し引いた3,460万円ということで御理解いただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

先程の補正のときに、赤色の所を来年4月から返していくっていう話が出たわけですが、そういうのについての費用なんかもあると思うんですけども、そういうのはどの分から出ていくのか。今度の予算でもちゃんと上がっていて、いろんな手続きをするための費用も要ると思うけども、そういうのは計上してるわけですか、お願いします。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

こちらの方で3工区というふうに工区分けをしてる部分、先程課長補佐がこのエリアの宅地が出来上がりますという部分につきましては、令和4年4月以降に地権者にお返しするという流れで、令和4年3月までに完了をするという目標で今動いておるところでございます。先程委員がおっしゃられた経費につきましても、今回の事業費の中で予定しておりますので、そういったことで回答をさせていただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑ありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

令和2年度も予算としてはプラス二億何千万円あって、今年度も前年度と比べたら予算として4億円以上増えることになるんですけども、ちょっと前倒しになっているのかな。令和3年度の予算を全部使いきって工区が終わった段階で、一括施工の何%が終わったことになるのかとか、大体分かりますか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

具体的なパーセンテージとしては、ちょっと申し上げるのは難しいかなと思います。ただ、令和3年度中に完成させる3工区につきましては、約2ヘクタール弱の宅地が地権者にお返しできるのかなというふうに思っております。そのほかの部分につきましては、まだ大規模な土工が関連してきますので、地権者にお返しするのは最終年度に近いところかなと。もう一つ申し上げますと、3工区が先にできるのは、水道も下水も長与町の区域ということで比較的手を付けやすいという部分と、あと長崎市側の下水道施設を設置するに当たって、下から上がってこないといかんということで、最終的に全部繋がらないことにはインフラとして完成しない部分がございますので、そちらにつきましては、お返しするのは最終年度に近いところということで今調整をしているところです。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

金額ベースでは何%払ったことになるのかというのを教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

金額ベースの進捗なんですけども、令和2年度の支払いと言いますか、前金分だけにはなるんですけども、令和2年度の事業費が約10億円ありまして、そのうち約4億円でするので約4割、執行ができております。それは来年度の出来高に応じて精算を行っていくわけなんですけども、金額的なところでいけば、どうしてもあんまり大きな進捗には及ばないんですけども、令和3年度より先程の大型土工が進捗が始まりますので、来年度以降から更に加速度的に進捗の方は進んでいくんじゃないかと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

もう既に大型ダンプで10何台ぐらいですか1日、ピストンで畝刈方面に走っているのを見かけるんですけども、あれよりもさらに増えるとか、何か、結構住民の方の苦情とかないのか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

残土の運搬につきましては、今年度におきましては、一番多いときでダンプ20台を7往復、時間は8時、17時の間、高田越交差点等の混雑の状況を見て、時間を調整し

で行っているんですけども、全体の計画の捨土につきましては、ざっくりとした数字なんですけども12万8,000立米の搬出をしなければいけないというのがあるんですが、それに対して今年度の捨土の実施の数量というのが、これもざっくりとなんですけども5万6,000立米ほど、パーセントにして約43%の搬出を出しております。こちらにつきましては、どうしても宅地造成のとき、表面の土、質の良い土っていうのを捨ててしまうと、最後の仕上げのときにどうしても土が不足しますので、そういったところをちょっと見越して、今のところできる範囲で、計画の半分ほど残土を捨てているというところがございます。今後は、先程申しますとおり一括施工区域内での盛土がありますので、こちらが主になってくると考えております。ですので、頻繁な排出っていうのは今と同じぐらいか、少し落ちつくんじゃないかという見込みになっております。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

先程、主要な施策で、その他の工事8,600万円の中で水道関係を言いましたよね。ここの一帯は何か長崎市とのあれでややこしくして、下水がどうのこうのっていう地域があったりして、分かりにくいわけですけども、この一帯は上下水道等、全て長与町の方の関係で統一しているわけですか、ちょっとそこのところ説明をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

上水道につきましては長与町でございます。下水道につきましては出はiriがございまして、先程申し上げました3工区は長与町の下水道処理区域でございますが、その他につきましては、ほとんどが長崎市というふうなことでお答えさせていただきます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

13ページ、1款1項1目14節工事請負費200万円でありますけれども、この場所と内容がどういったものなのかをお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

具体的な場所っていうふうな部分と内容につきましては決めておりませんで、高田南関係で苦情が出たときとか、あと施設の修理と申しますか、そういった部分に対して工事を発注して緊急で対応しなければいけないという部分につきまして200万円計上させていただきます。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の御説明ですと、予備費的な形でちょっと予算を取っているというふうに理解をしますが、この場合だとこの目が高田南の区画整理事業費とは分けてあるわけで、今の説明の中で、区画整理の中での云々かんぬんがあったときもっていうことで、それは可能なんですか。区画整理事業地内で何かあったときにこの分は使えるのかですね。私はここで目が分かれていますので、区画整理以外の部分の何らかのそういう工事が発生したときのためだと思っていたんですが、ちょっとそこをお願いしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

こちらにつきまして、既に出来上がって、もう供用が開始されてる部分につきまして、整備を目的とする２款２目の費用で対応しにくい部分があったので、総務費の中で工事請負費を計上させていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

補足で説明をさせていただきます。区画整理全般の分の２００万円、高田南に特化しない２００万円ということの御指摘でございますが、高田南区画整理等に隣接して、皆様もお分かりだと思いますが椿林区画整理もございます。民間の区画整理等々もございます。その辺も含めまして区画整理全般として、町民の安全等々に寄与するように工事等を進めていかなきゃなりませんので、金額は２００万円でございますが、これについて計上をさせていただいたということで御理解いただければというふうに考えています。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

歳入歳出全体を通して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私は長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。この事業は、前回から施工方式を一括施工に変更して、令和３年度もその方向で実施するということでもあります。一括施工方式は、工期は短縮できるものの毎年度投入する額が膨らむということになっていきます。そのうち、多くを国の補助に依存す

る形になるというふうに思いますけれども、今、頻発する災害の問題で国費がそういった部分に優先的に配分され、本町に対する補助が当初見込んでいた額よりも不足する、そういう恐れがあるのではないかと懸念があります。もう一つは、昨年から起こっております新型コロナウイルス感染症の関係で、今年度は別として、今後税収の悪化が見込まれ、これによって全体的な税収が減少するという事で、事業を継続していく上で財政的に非常に厳しくなるということを懸念しております。本町が見込んだ国、県の補助金、交付金等は決して楽観視できるものではありませんし、その分、町の持ち出し、あるいは起債等々が町の財政を圧迫し、ひいては長与町のその他の様々な町民に対する施策を実施するための財源を圧迫することになりかねないということを懸念し、私たちは、そもそもこの事業の規模、あり方等を見直すべきだということを問題視してきたという経緯があります。以上のような理由で、本町は財政力指数そのものは比較的高いという現状にありますけれども、経常収支比率は厳しいと、そういったことがその他の、町のまちづくりの予算に影響を与えるということを懸念し、本予算に反対をいたします。

○委員長（中村美穂委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日予定されておりました議案については全て終了いたしました。本日はこれで閉会します。なお、明日は9時30分より委員会を再開いたします。お疲れさまでした。

（閉会 12時09分）